

前橋市福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 省略 2～9 省略 10 この条例において「<u>個人番号カード</u>」とは、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</u> (認定の申請等) 第4条 支給対象者又は保護者等は、福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請し、<u>その受給資格について認定を受けなければならない。</u> 2 市長は、前項の認定(以下「<u>受給資格認定</u>」という。)を行ったときは、福祉医療費受給資格者証(以下「<u>受給資格者証</u>」という。)を交付するものとする。 3 受給資格者証には、<u>受給資格認定の有効期間を付すものとする。</u> 4 <u>前項の有効期間は、市規則で定める。</u> (受給資格認定の更新) 第5条 <u>受給資格認定を受けた支給対象者(この項の規定による受給資格認定の更新を受けた者を含む。以下「<u>受給資格者</u>」という。)又は保護者等は、その有効期間の満了後においても福祉医療費の支給を受けようとするときは、その有効期間が満了する前に、市長に申請し、その受給資格について当該受給資格認定の更新を受けなければならない。</u> 2 前条(第1項を除く。)の規定は、前項の受給資格認定の更新(次項において「<u>認定更新</u>」という。)について準用する。 3 <u>第1項の規定にかかわらず、受給資格者の受給資格が明らかであるときは、市長は、申請によらず認定更新を行うことができる。</u> (受給資格認定に関する情報等の提供等) 第6条 <u>受給資格者は、保険医療機関等で医療を受ける際は、電子資格確認又は資格確認書の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給資格認定に関する情報の提供(個人番号カードを用いて情報通信</u>	(定義) 第2条 省略 2～9 省略 (認定の申請等) 第4条 支給対象者又は保護者等は、福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請し、<u>支給を受ける資格について認定を受けなければならない。</u> 2 市長は、前項の認定を行ったときは、福祉医療費受給資格者証(以下「<u>受給資格者証</u>」という。)を交付するものとする。 3 受給資格者証には、<u>有効期間を付すものとする。</u> (受給資格の更新) 第5条 <u>前条第2項の規定により受給資格者証の交付を受けた者又は保護者等は、有効期間の満了後引き続き福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請し、支給を受ける資格の更新について認定を受けなければならない。</u> 2 市長は、前項の規定による申請を行った者について、<u>支給を受ける資格があると認めるときは、有効期間の更新を行うものとする。更新を行った有効期間が満了する場合についても、同様とする。</u> 3 市長は、前項の規定により有効期間の更新を行ったときは、<u>更新後の有効期間を付して、新たな受給資格者証を交付するものとする。</u> 4 <u>前3項の規定にかかわらず、市長は、有効期間が満了する受給資格者証の取得者について、支給を受ける資格があると認めるときは、第1項の規定による申請がない場合であっても、有効期間の更新を行い、更新後の有効期間を付した新たな受給資格者証を交付することができる。</u> (受給資格者証及び減額認定証の提示) 第6条 <u>第4条第2項又は前条第3項若しくは第4項の規定により受給資格者証の交付を受けた者(以下「<u>受給資格者</u>」という。)は、保険医療機関等で医療を受ける際は、電子資格確認又は資格確認書の提示により被保険者又は被扶養者</u>

の技術を利用する方法によるものに限る。)を行い、又は受給資格者証を提示しなければならない。この場合において、第3条第1項第2号又は第3号に該当する受給資格者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額について福祉医療費の支給を受けようとするときは、受療の際に電子資格確認又は資格確認書により食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることを確認することができる場合を除き、減額認定証を併せて提示しなければならない。 (届出の義務) 第9条 受給資格者は、次に掲げる事項に該当したときは、その旨を、速やかに市長に届け出なければならない。 (1) 省略 (2) 第4条第2項(第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定により交付された受給資格者証の記載事項、医療保険加入状況その他受給資格の内容に変更があったとき。 (3)～(5) 省略 2 省略	であることの確認を受けるとともに、次に掲げる書類を提示しなければならない。 (1) 受給資格者証 (2) 減額認定証(第3条第1項第2号又は第3号に該当する受給資格者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額について福祉医療費の支給を受けようとする場合(受療の際に電子資格確認又は資格確認書により食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることを確認することができる場合を除く。)に限る。) (届出の義務) 第9条 受給資格者は、次に掲げる事項に該当したときは、その旨を、速やかに市長に届け出なければならない。 (1) 省略 (2) 第4条第1項又は第5条第1項の規定による申請の内容に変更があったとき。 (3)～(5) 省略 2 省略
---	--